

小規模事業者家賃支援

主 旨

新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通しがたっておらず、今後も継続した支援が必要となるため、売上げが減少するなどの影響を受けている小規模事業者の支援策として昨年度に引き続き家賃支援をします。

支給額

申請時の直近1ヶ月における建物にかかる支払賃料の2/3の額の3ヶ月分相当（上限10万円）を支給します

支給対象となる方（次の全ての要件を満たす方）

- ①松川町内に主たる事業所もしくは店舗等を有すること
- ②令和3年5月1日時点の常時使用する従業員数が、20人以下の事業者または個人事業主であること。
※常時使用する従業員には個人事業主本人、同居の親族従業員、およびアルバイト、パートタイム労働者は含まない
- ③令和3年2月～令和3年12月までのいずれかの1月（以下「対象月」）を比較して売上高が前年または一昨年の同月比30%以上減少していること。ただし、起業後1年未満の場合は起業後のいずれかの月、業態変化により単純比較できない場合は、対象月の売上高と前年または一昨年の月平均の売上高を比較した額が30%以上減少していること。
- ④町独自の各ガイドライン（観光農園、宿泊、飲食業等）の対象となる業種の方は、ガイドライン遵守にかかる「しっかりやととるでな宣言」をしていること。町独自の各ガイドラインの対象とならない業種で、「信州の安心なお店」に該当する業種の方はこれに認証されていること。前記に該当とならない業種の方は、各所管省庁等が示す業種ごとのガイドライン等を遵守していること。
- ⑤個人事業主については、主たる収入が事業収入（全収入の50%以上）であること。
- ⑥町税に滞納がないこと。（新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けている場合は除く）



「信州の安心なお店公式サイト」

支給対象外の方（次のいずれかに該当する方）

- ①補助対象事業が借りている建物の一部を第三者に転貸している場合
- ②賃貸人が補助対象事業者（法人）の役員である場合
- ③賃貸人が補助対象事業者（個人）の配偶者または一親等以内の親族である場合
- ④共益費及び管理費について賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合、その共益費及び管理費
- ⑤月々の支払家賃が3万円未満の場合

必要書類

- ①申請書兼請求書（様式第1号）
- ②本人確認ができる書類（運転免許証等の顔写真付きのもの）
- ③対象月と比較するための売上高が確認できる確定申告書類等
- ④対象月の売上高が確認できる帳簿等
- ⑤賃貸借契約書等の写し
※契約書が確認できない場合は、国の家賃支援給付金「賃貸借契約等証明書」の様式をご利用ください
- ⑥賃料を支払ったことが確認できる書類の写し

事業対象期間

令和3年2月1日～令和3年12月31日

※新型コロナウイルス感染症に係る情勢により期間を変更することがあります。

申請期間

令和3年5月1日～令和4年1月14日

※新型コロナウイルス感染症に係る情勢により期間を変更することがあります。

提出先

松川町商工会員の方	→	松川町商工会
上記以外の方	→	産業観光課 商工労働係

お問い合わせ

松川町役場産業観光課 商工労働係 0265-36-7027

松川町商工会 0265-36-3300